

## 『規約・規程の定義について』

Q

協同組合の運営にあたっては、規約や規程を定めることが大切だと思いますが、そもそも「規約」と「規程」の違いは何ですか？

A

規約と規程は、どちらも、組合の経営を合理的に推進するためのルールを示す事業の執行方法や機関の執行方法など実務上の手続き等を規定するもので、それぞれの明確な定義づけは難しいですが、従来の習慣や字義により区別すれば、それぞれ以下のとおりと考えます。

**規約**：組合の業務運営及び事務執行に関して、組合と組合員間を規律する自治規範をいい、定款と同様、**総会または総代会**において決められるべき性質をもったもの。

例) 選挙規約、委員会規約、共同購買事業規約 など

**規程**：組合の事務、会計その他内部的な事務遂行上に必要な関係を規律する内規的なものであって、その設定、変更及び廃止は主に**理事会等**で決められるべきもの。

例) 文書処理規程、服務規程、経理規程、給与規程 など

## 『役員定数について』

Q

中協法第35条第7項に「理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、3月以内に補充しなければならない」と規定されていますが、

①定数とは何を指しますか？

②当組合の定款変更案では役員の定数について「理事25人以上30人以内、監事3人又は4人とする。」としていますが、理事に上限の30人を選出（又は選定）した場合、その3分の1、つまり10人欠けても補充しなくとも良いですか？

また、25人を下限と決めているので、5人欠けて25人になっても補充の必要はないですか？

A

①役員の定数は、中協法35条第2項により、理事3人以上、監事1人以上として、各定数を定めるとともに、中協法第33条第1項第11号により、定款の絶対的必要記載事項として記載することが定められています。中協法制定時には確定数を定めることとされていましたが、役員の死亡等により欠員が生じた場合に、その都度選出することは運営上相当な負担となることから、「〇〇人以上△△人以内」という規定も可能となりましたが、その幅は小さくすることが望ましいとされています。

②組合は、常に定数を充足するように役員を選出しておかなければなりません。定数の3分の1というのは、定款に記載した下限を基準とすることにしていますので、理事25人を欠いた場合は、早急に補充する必要があります。

また、中協法では特に欠員が定数（下限数）の3分の1を超えた場合には、**3か月以内の補充義務**を課していますので、本件の場合、25人の3分の1超、すなわち9人が欠けた場合は3か月以内に補充しなければ、法律・定款違反となります。

このような事態を避けるためにも、定数（下限数）を欠いた時点で早急に補充されることをおすすめします。